

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

農林業を取り巻く環境は、担い手の不足や高齢化、農地・林地の荒廃など厳しい状況にあり、農林業従事者だけでなく、「食」に関わる多くの人々が将来に対して不安を感じている状況です。

こうした中、国は、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月）の中で、自給率向上のための生産性向上と食料安全保障の確立の方針を示しました。また、令和3年5月には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション（技術革新）で実現するための「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿を具体的に示しました。

長野県では、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき、「長野県食と農業農村振興計画」を策定しており、第3期（2018年度～2022年度）では、「次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村」を基本目標として、「次代へつなぐ信州農業」・「消費者とつながる信州の食」・「人と人がつながる信州の農村」の3つの柱と8つの視点に基づいた施策を展開し、食と農業・農村の振興を図っています。

松本市では、「松本市総合計画」を上位計画として、平成25年（2013年）に策定した「松本市農林業振興計画」に基づく農林業振興施策を進めてきましたが、担い手の不足や高齢化などの農林業が抱える諸問題は松本市の農林業にも大きな影響を与えています。

一方、スマート農林業などのイノベーションや国際化の進展、更に、脱炭素社会や持続可能な開発目標（SDGs）など環境に対する関心の高まりなど、農林業は今、大きな転換期を迎えています。

本計画は、こうした情勢の変化を踏まえて、農業と林業が抱える課題について、それぞれ別に新たな視点から整理し、「産業」としての農業及び林業の持続的な発展と、森林の保全・再生・活用を軸に新たな視点として「環境」を加え、林業の活性化を積極的に推進するため、今後10年間の「第2期松本市農林業振興計画」を策定するものです。

## 2 計画の期間

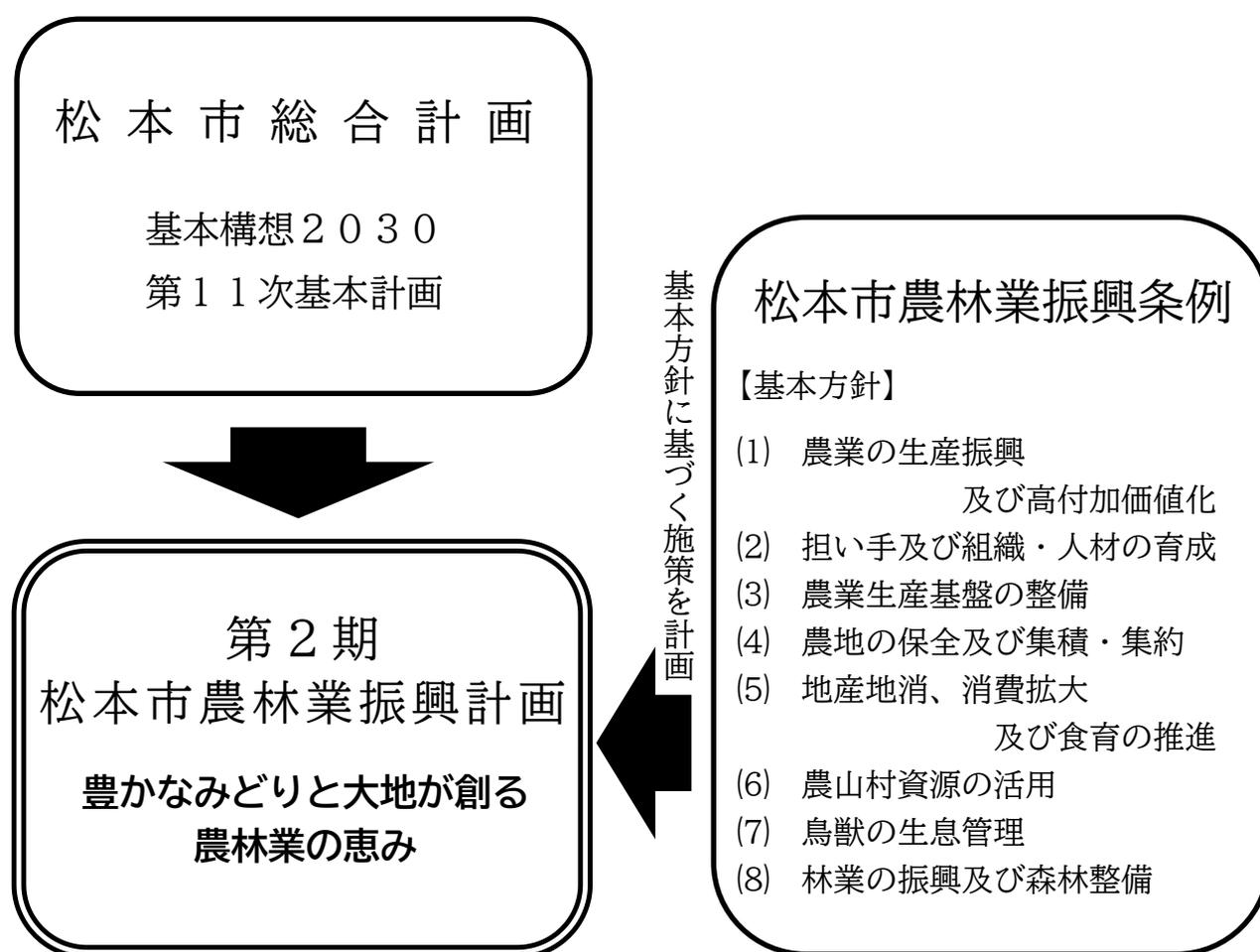
計画期間は、令和4年度（2022年度）から、令和13年度（2031年度）までの10年間とし、中間年度に当たる令和9年度（2027年度）に見直しを行います。

また、農林業をめぐる情勢の変化など、計画期間中であっても、必要に応じて所要の見直しを行うこととします。

### 3 計画の位置付け

本計画は、「松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）」を上位計画とし、第11次基本計画における7分野の基本施策のうち、農林業に関連する「こども・若者・教育」、「環境・エネルギー」、「都市基盤・危機管理」、「経済・産業」の4分野の基本施策を具体的に推進する計画として位置付けます。

また、松本市農林業振興条例の基本方針に基づく振興施策を計画的に実施するために策定するものです。



## 4 松本市農林業振興条例における基本理念・基本方針

### (1) 基本理念

ア 農林業は、本市の基幹産業として、農地、森林その他の農林業資源及び農林業の担い手が確保され、安全かつ安心な農林産物が供給されるよう、その持続的発展が図られなければならない。

イ 農地や森林は、多面的機能が発揮され、安定的に農林産物が供給されるよう、その長期的な保全及び自然環境と調和した利活用が図られなければならない。

ウ 農山村は、農林業者を含めた市民の生活の場であり、生産環境や生活環境の向上により、農林業の持続的な発展を目指した営みの基盤たる役割を果たせるよう、その維持・保全が図られなければならない。

### (2) 基本方針

ア 農業の生産振興及び高付加価値化を図ること。

イ 担い手及び組織・人材の育成を図ること。

ウ 農業生産基盤の整備を図ること。

エ 農地の保全及び集積・集約を図ること。

オ 地産地消、消費拡大及び食育の推進を図ること。

カ 農山村資源の活用を図ること。

キ 鳥獣の生息管理を図ること。

ク 林業の振興及び森林整備を図ること。

## 5 計画の推進に当たって

(1) 松本市農林業振興計画は、松本市農林業振興条例における8つの基本方針に基づき基本施策、個別施策を定め、施策ごとの指標を設定して、目標管理、進行管理を適切に行います。

(2) 個別施策の実施状況については、毎年度その概要を農政概要などで公表します。